

# 第16回 健康づくり推進協議会の ご意見を受けて（報告）

---

第17回健康づくり推進協議会

## ① 【健診機関の特定保健指導実施】

健診機関の特定保健指導実施率が他県に比べて低いため、実施率が高い県の健診機関への勧奨方法を調査して、健診機関の特定保健指導実施を勧奨するべき

## ② 【特定健康診査（被扶養者）】

事業所に対して、受診券が送付されることを周知し、事業所からも社員へ家族の健診について働きかけをしていただくべき

## ③ 【未治療者の医療機関受診勧奨】

協会けんぽが未受診者の受診勧奨を行なっていることについて事業所が把握していないと思われる

協会けんぽが未受診者に対して受診勧奨を行っているという情報を事業主にお伝えし、協力して受診勧奨を行えるような仕組みを構築できればよい

議長まとめを受け、平成30年度は以下の事業を実施する（予定）。

## ① 健診機関に対する「特定保健指導実施数増」についての勸奨

- ⇒ **【新規】** 生活習慣病予防健診実施機関を集めた特定保健指導推進会議の実施（10月）
- ⇒ **【新規】** 進捗管理も含めた個別の課題解決の支援（11月～）
- ⇒ **【新規】** 事業所向け広報紙へ「健診・特定保健指導同時実施」の記事掲載（1月）

## ② 事業所に対する「被扶養者の特定健康診査」についての周知広報

- ⇒ **【継続】** 事業所向け広報紙へ「被扶養者向け健診」の記事掲載（1月）
- ⇒ **【新規】** 平成31年度「健診のご案内へ」受診券の周知広報チラシを同封（3月）

## ③ 事業所に対する「未治療者の医療機関受診勸奨」についての周知広報

- ⇒ **【新規】** 事業所向け広報紙へ「受診勸奨事業」の記事掲載（1月）

# ① 健診機関に対する「特定保健指導実施数増」についての勧奨

## 生活習慣病予防健診実施機関を集めた特定保健指導推進会議の実施（10月）

### 【目的】

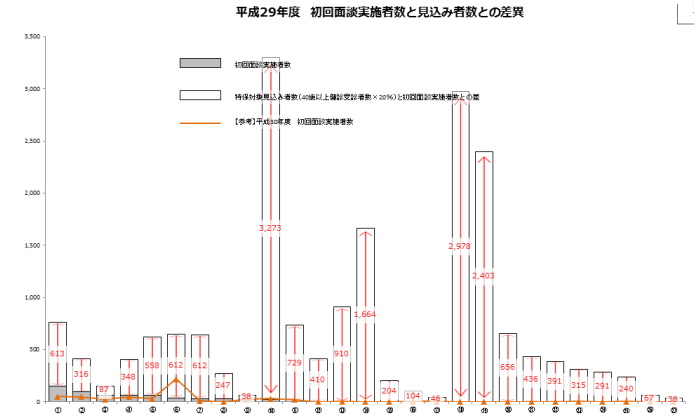
- 平成32年度中に健診実施機関すべてが特定保健指導の契約を行い、その契約に実効性を持たせるとする支部方針の周知
- 各機関による行動計画の作成

### 【対象】

- 生活習慣病予防健診実施機関70機関のうち40機関  
（平成30年度契約の26機関、平成31年度契約予定の14機関）
- 体制整備を担う管理的事務職と保健指導実施者の2名以上

### 【内容】

- ① 実績展開（各機関の特定保健指導対象者数と実施者数の比較）
- ② 好事例の展開（実施体制を整備し、実績向上した機関による発表）
- ③ 想定される課題の提示、および自機関の課題の洗い出し（作業）
- ④ 工程表（例）の提示、および自機関の工程表の作成（作業）



【資料抜粋 ①実績展開より】

### 3. 特定保健指導実施の環境を整備するまで

背景：人間ドック契約の健保組合が、特定保健指導を契約条件の必須としたため

課題：

項目	課題	そのためにどうすれば良いか
1 環境整備	特定保健指導数が増えると、専任の保健指導実施者が必要	看護部門に、現在診療を兼任している保健師を専任にしてもらう
	特定保健指導数が増えると、現在使用しているフリーソフトでは、入力ミスを生じやすく請求に不便	経営部門に、請求ソフトを購入してもらう
2 対象者に健診当日保健指導を受けてもらう	当日型面談に特化すると、対象者の待ち時間が長くなる	検査部門に、血液検査の早出しをしてもらう
3 マンパワーの確保	保健師不在の際に特定保健指導ができなくなる	診療・病棟を担当している管理栄養士にも特定保健指導をってもらう
・		
・		
・		

【資料抜粋 ②好事例の展開より】

## 進捗管理も含めた個別の課題解決の支援（11月～）

- 10月の会議を受け、健診機関において、自機関の課題の洗い出し結果、および工程表を協会に提出
- 協会で内容を確認のうえ、月次での進捗確認と併せて個別に課題解決を支援する

## 事業所向け広報紙へ「健診・特定保健指導同時実施」の記事掲載（1月）

- 「健診から特定保健指導までが健診である」旨の事業所向け広報を行い、健診機関での特定保健実施について事業所への周知を図る
- 社会保険協会発行「社会保険ふくしま1・2月号」へ記事提供を行う（1.5万部発行）

事業主さま、事務ご担当者さまへお願い

### 健診日の勤務時間(帰社時間等)にご配慮ください

当院では、生活習慣病予防健診を受けた方のうち、対象の方へ「特定保健指導（健康相談）」をご案内しています。

健診受診日が健康意識が最も高く、生活習慣改善のチャンスです。年に一回の機会です、貴社の「健康経営」の推進のため、従業員さまの健康づくりにご配慮願います。

#### ●特定保健指導（健康相談）とは？

脳卒中・心筋梗塞・糖尿病などの生活習慣病の予防のため、**保健師や管理栄養士などの専門職によるサポートが受けられます。**

#### ●どんな人が対象になるの？

- ・協会けんぽ加入者のうち被保険者本人
  - ・40歳以上の方
  - ・健診結果で将来、生活習慣病になるリスクの高い方
- ※血圧・中性脂肪・血糖の服薬中の方は除きます

#### ●費用はいくらかかるの？

協会けんぽの補助が受けられるため、**無料で受けられます。**

#### ●時間はどれくらいかかるの？

検査の待ち時間や健診終了後の時間を利用して、20分程度の面談を行います。

対象者の方が多数いる場合や、検査結果が出るまでに時間がかかる場合など、しばらくお待ちいただくことがあります。

**午前中いっぱいを目安としてご配慮いただければ幸いです。**

【広報例（実際とは異なります）】

## ②事業所に対する「被扶養者の特定健康診査」についての周知広報

### 事業所向け広報紙へ「被扶養者向け健診」の記事掲載（1月）

- 被扶養者の特定健診についての制度説明と受診券の送付時期について周知を図る
- 日本年金機構が発行する「納入告知書（保険料額を事業所にお知らせする文書）」に同封（3.7万部発行）

### 平成31年度「健診のご案内」へ受診券の周知広報チラシを同封（3月）

- 被扶養者の特定健診についての制度説明と受診券の送付時期について、再度の周知を図る
- 生活習慣病予防健診対象者がいる事業所へ送付

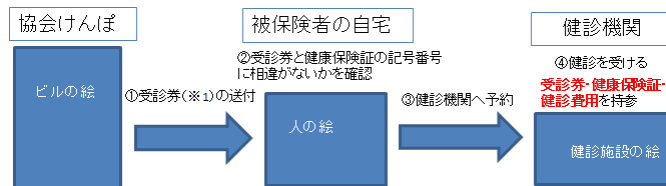
#### 特定健康診査（特定健診）のすすめ

特定健康診査（特定健診）は、メタボリックシンドロームに着目した健診です。健診は、健康状態を知るための第一歩です。自分では自覚できない症状や病気を見逃さないために、従業員さまだけでなく、そのご家族さまにも健診の受診をおすすめください。

#### ●特定健診の対象 40歳～74歳までの扶養ご家族さま

※35～74歳までの被保険者ご本人さまは、生活習慣病予防健診をご受診ください。

#### ●受診までのながれ



※1受診券とは…「特定健康診査受診券」、40歳以上の扶養ご家族さま対象にお送りする健診費用の助成券です。まだご利用いたしていない方は平成31年3月31日までご利用いただけます。

#### ●受診方法・自己負担額（※協会けんぽの補助は年度内1回に限ります）

方法	基本的な健診の自己負担額
①市町村の集団健診 ご予約不要。日程・会場は各市町村の広報誌をご確認ください。	500円
②出張0円健診（※2） 会場近くにお住まいの方にご案内をお送りします。	0円
③契約健診機関で受診 希望受診日を予約する個別型。	0円～2,910円 ※健診費用による検査項目に違いはありません。

※2【出張0円健診 平成31年2～3月開催予定地】  
いわき市、郡山市、福島市、会津若松市、須賀川市、南相馬市、伊達市

#### ●事業主さま、事務ご担当者さまへお願い

受診券は、被保険者ご本人さまの居住地に送付しております。宛所に尋ねたらず返送された受診券は事業主様宛にお送りしますので、従業員さまを通じて被扶養者さまにお渡しください。ようご協力をお願いします。

お問い合わせ 協会けんぽ福島支部 保健グループ TEL 024-523-3919

【広報例（実際とは異なります）】

# ③事業所に対する「未治療者の医療機関受診勧奨」についての周知広報

## 事業所向け広報紙へ「未治療者の医療機関受診勧奨」の記事掲載（1月）

- 社会保険協会発行「社会保険ふくしま1・2月号」へ記事提供を行う（1.5万部発行）

### 健診結果を健康づくりに役立てていただく為に

協会けんぽでは、健診結果から医療機関への受診が必要と思われる方へ、医療機関への早期受診をお勧めするお手紙を差し上げています。事業へのご理解をいただくとともに、事業所さまからも、従業員さまへのお声掛けなどご協力をお願いいたします。

#### 事業の目的

- ・ 医療機関へ早期受診をすることで、病気の重症化を防ぐことが見込まれるため
- ・ 病気の重症化を予防することで、より健康に働き続けることができ、医療費の負担軽減も見込まれるため

#### 対象となる方・送付物

次の3点に当てはまる方に右のようなお手紙をお送りしています。

- ① 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を受けた
- ② 血圧・血糖値が、次のいずれか一つでも

該当する

収縮期血圧	拡張期血圧
160mmHg以上	100mmHg以上
空腹時血糖	HbA1c
126mg/dl以上	6.5%以上 (NGSP法)

- ③ 健診受診前月～受診後3カ月以内に医療機関を受診していない



#### 事業主さま、事務ご担当者さまへお願い

- ・ 従業員さまから「協会けんぽから医療機関への受診を勧める手紙が届いた」とのお問い合わせがあった際は、受診をお勧めください。
- ・ 健診結果から血圧、血糖値が高いことが把握できた場合は、協会けんぽからのお手紙を待たずに、医療機関への受診をお勧めいただければ幸いです

お問合せ先 協会けんぽ福島支部 保健グループ TEL 024-523-3919

【広報例（実際とは異なります）】